

令和 7 年 7 月 2 5 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市廃棄物対策審議会

会 長 稲 葉 陸 太



流山市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて（答申）

本審議会は、令和 6 年 7 月 1 2 日付け流ク第 1 7 9 号で諮問のありました本件について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

資源循環型社会の形成及び脱炭素社会の構築を目指す上で、ごみの減量・資源化の推進は、最も重要な施策の一つであります。しかしながら、推進する上での手法は画一的なものではなく、自治体により課題も様々であり、地域社会の特性に合わせた目標と施策が必要となります。

流山市の特性として、これまで全国的に人口が減少する中で数少ない人口増加地域であったこと、市域内に最終処分場を有していないこと等を踏まえ、ごみ処理等の基本方針及び個別施策の検討のほか、ブレインストーミングを実施するなど、審議会委員の意見を計画に反映する工夫を凝らした審議を重ねてきました。

その結果、ごみの発生量そのものを減らすことを最優先とし、ごみ減量施策を推進する「資源を有効に利用する循環型のまちを目指して」を基本方針として整理された別添の「流山市一般廃棄物処理基本計画（素案）」及び「流山市災害廃棄物処理計画（素案）」は地域特性に合ったものであると評価します。

ただし、本計画を推進するにあたっては、市内から発生するごみの更なる減量を強いることになるため、市民等の理解と協力を得ることが不可欠であることから、市はごみ減量・資源化の具体的な施策に関する情報とともに施策の基礎となる本計画の基本方針についても市民等へ積極的に発信するなどわかりやすい周知広報が必要だと考えます。

なお、本計画の推進に当たっては、以下の点に留意されるよう、付帯意見として付記します。

付帯意見

- 1 ごみの発生抑制は基本方針に基づき、物品購入時の意識を「欲しいもの（Wants）」から「必要なもの（Needs）」へ転換させるため、定期的・継続的かつ積極的に市民等の意識改革を促す啓発に取り組むこと。
- 2 ごみの発生抑制には、市民及び事業者の協力が不可欠です。市民に対しては、わかりやすい分別の啓発、DXの推進、集団回収やリサイクル推進店等への排出の促進等による「分別排出の徹底」、事業者に対しては、事業系ごみの減量・資源化の啓発、不適切な排出を行っている事業者への必要な指導・助言等による「事業系ごみの減量」を引き続き実施し、ごみの減量施策を着実に取り組むこと。
- 3 プラスチックごみは、分別徹底と再資源化による焼却量の削減により、CO₂排出量の削減が大きく期待できることから、容器包装プラスチックの分別徹底を図り、プラスチック使用製品廃棄物の分別・回収・再資源化の事例を調査・検討し、再資源化率の向上に取り組むこと。
- 4 生ごみの減量については「食品ロス削減推進計画」を策定したことから、食品ロス削減の啓発及び生ごみの減量化の推進に積極的に取り組むこと。
- 5 流山市は最終処分場を保有しておらず、民間の最終処分場に依存していることから、処分量の削減は経費削減や地球温暖化防止にもつながるため、焼却処理後に発生した再生原料（スラグ等を含む）の更なる有効利用の促進に積極的に取り組むこと。